

第2章 地震・津波災害予防計画

第1項 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を確保することが重要である。また、災害時には初期消火や、近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、県、公共機関及び地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、最大級の地震・津波における被害想定を基にハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に身近な地域の災害の危険性を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知や対応を具体的に考えてもらうよう啓発をする必要がある。特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。また、過去の地震災害で得られた教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、学校、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために家具の固定や耐震化など必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

津波については、自らの身は自ら守るとの基本理念に基づく個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報等、避難指示等の意味合い、避難方法や避難場所等、津波に関する防災知識を住民等に対して広く啓発に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。さらに、自らを守るとともに、地域で助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にし、想定される災害の種類や地域の特性を理解した上で実施するよう努める。

3 対策

(1) 実施主体

【瀬戸内市】

ア 市は、住民に対して地震・津波による災害の危険性の理解を促進し、積極的に事前の備えの重要性や必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 市は、最新の知見に基づく地震・津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震・津波発生時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

ウ 市は、避難場所や指定避難所、避難路を指定し、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなどして、住民等に周知を図る。

特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難場所及び避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知及び啓発を行う。

エ 市は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、自主防災組織等による共助意識の醸成を図る。また、その際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、自発的に防災活動を行う自治会等を単位とした自主防災組織の育成を図るとともに、組織の運営を中心的に行う防災リーダーを養成するなど、人材育成を図る。

オ 市は、災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ 市は、地域における地域防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進など消防団の活性化に努める。

キ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民等の取組を支援する。

市は、学校（園）や団体等と連携して、幼少期から防災を根づかせるための教育を推進し、災害に強いまちの風土づくりを行う。

【県（関係各部等）】

県は、防災対策の基礎資料となる最新の知見に基づく地震・津波の被害想定周知をはじめ、防災知識の普及・啓発、災害教訓の収集と伝承に向けた市の取組を支援し、自らもあらゆる機会を捉え積極的に普及・啓発活動を行う。また、報道機関等の協力を得て、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用した防災知識の普及啓発の取組を行う。

また、市に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。また、市及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。

【市及び商工会・商工会議所】

市、商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

【住民】

住民は、地域における地震・津波による被害に対する対応方法や災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や住宅の地震対策をはじめ、地域における防災訓練、自主防災組織の活動への参加などの防災教育、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に寄与するよう努める。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

【企業等】

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や資材の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。その際、企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災

害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災啓発、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、自主防災組織や消防団などの地域防災活動にも積極的に協力するよう努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、県及び市町村及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

【住民及び事業者】

市内の一定の地区内で防災活動を行う住民や自主防災組織及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として瀬戸内市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 家庭・地域における普及対策

ア 防災知識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

(ア) 住宅の耐震化、[最低3日間、推奨1週間]分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物

(特定動物を除く)への所有明示や同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- (オ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
- (カ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地震保険

市及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

(3) 事業所・職場におけるの普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

- ア 経営者（責任者）に防災知識を啓発する。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をする。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成する。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図る。

(4) 不特定多数が利用する施設におけるの普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施する。
- イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進する。
- ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図る。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第1章 総則

第2章 地震・津波災害
予防計画

第3章 地震・津波災害
応急対策計画

第4章 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章 地震・津波災害
復旧・復興計画

第2項 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、市民一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

3 対策

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

市、県、国及び公共機関は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

【瀬戸内市】

市は地域の実態に応じて必要な計画を策定し、実施する。

【県（総務部、教育委員会）】

県は地震発生時における児童生徒等の安全の確保を図るため、市等の取組について、支援・協力を行う。

【公私立各学校管理者】

公立各学校管理者は、市の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施する。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、

関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第1章 総則

第2章 地震・津波災害
予防計画

第3章 地震・津波災害
応急対策計画

第4章 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章 地震・津波災害
復旧・復興計画

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、市の自主防災組織の組織率は75.3%（平成31年4月1日現在）となっている。未設置地区への自主防災組織の設置支援、また、設置されている自主防災組織の育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的に関わることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の整備
- オ 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救助・救急の実施及び協力
- エ 避難誘導の実施
- オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- カ 要配慮者の支援
- キ 避難所運営

自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

また市は、消防団組織の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。

3 対策

(1) 実施主体

【瀬戸内市】

市は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

【県（危機管理課、消防保安課）】

県は、市における自主防災組織の設置・育成と自主防災組織の活性化に向けた取組や消防団活動を支援するとともに、自らも普及・啓発活動等を行い、地域防災力の向上を図る。

(2) 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ 自主防災組織は、町内会単位の組織をめざし、地域消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ 市における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

エ リーダーの育成等に当たっては岡山県消防学校における受講機会の普及を図る。

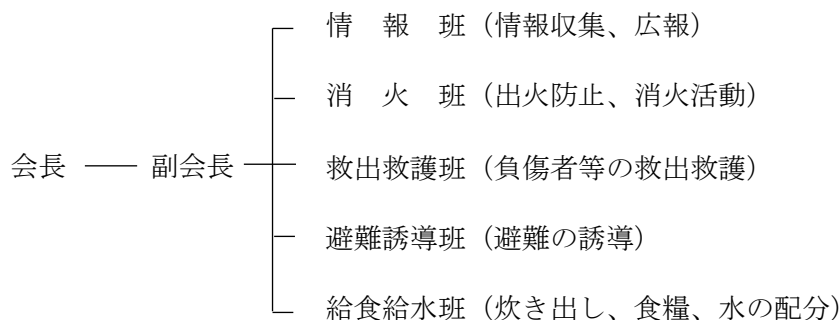
オ 防災士の育成に取り組む。

カ 自主防災組織の編成及び役割例

(ア) 編成組織

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と非常時の活動内容を定める。

自主防災組織の編成例



(イ) 平常時又は非常時の役割例

a 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救 護 対 策	1 各世帯への救急医療品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接町内会との連絡方法の確立	情 報 班
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給食給水班
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

b 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	
	3 延焼の場合は消火班出動	消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救 出 救 護 班
	2 建設業者への応援要請	
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救 出 救 護 班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各 世 帯
	2 情報の集約と市等への報告	情 報 班
	3 隣接町内会との情報交換	
	4 重要情報の各世帯への広報	
	5 市への地域住民の安否、入院先等の情報提供	
避 難 対 策	1 避難路の安全確認	避 難 誘 導 班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	
給食給水対策	1 飲料水の確保	給 食 給 水 班
	2 炊き出しの実施	
	3 飲料水、食糧などの配分	

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

市は、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。

第4項 防災ボランティア養成等計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質、量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まってくる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

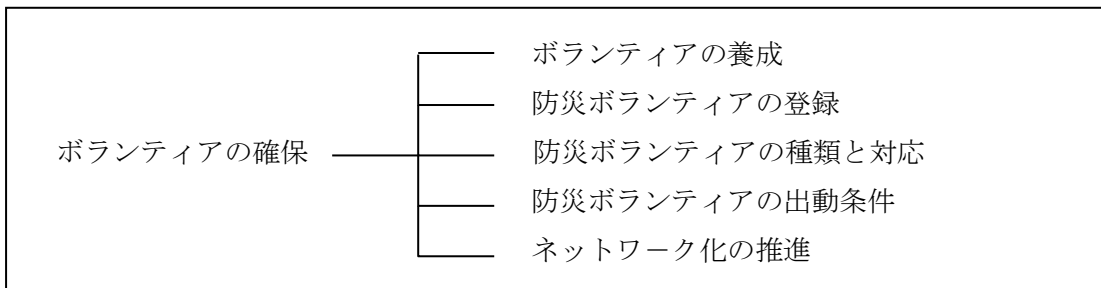
また、防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 基本方針

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

3 対策



(1) ボランティアの養成・登録

【瀬戸内市】

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円

滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

【県（県民生活部）】

災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

【瀬戸内市、県】

市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

【関係団体】

日本赤十字社岡山県支部及び社会福祉協議会等の関係団体は、市や県と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

(1) 防災ボランティアの登録

平常時より福祉等のボランティアを行っている者及び(1)ボランティアの養成における研修者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。

(2) 防災ボランティアの種類と対応

ボランティアの種類	今後の対応の方向
日常から市内で福祉等のボランティアとして従事している者	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
(1) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
市内外から震災後駆け付けるボランティア希望者	(1) 市は、市社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 市社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織

	<p>編成及び運営が行えるように協力する。</p> <p>(3) 市はボランティアと相互に情報交換を行い、 宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。</p>
--	--

(3) 防災ボランティアの出動条件

防災ボランティアの出動は、災害救助法の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害発生時に限る。

(4) ネットワーク化の推進

【社会福祉協議会】

市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣市町の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

【瀬戸内市、県】

市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

市及び県は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、協定締結事業者、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障がいのある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

3 対策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務を習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

【瀬戸内市、県（危機管理課、県民生活部、教育委員会）】

市及び県は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

【自主防災組織、企業等】

住民、地域及び企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

- a 情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。
- b 情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

- a 各個人 …避難時の携行品等のチェック
- b 組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を修得する。

(オ) 救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について修得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮した訓練をする。

- (ア) 市あるいは消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- (イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために教育現場での防災訓練を行う。

- ア 学校は、小、中学校に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。
- イ 教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

(4) NPO・ボランティア等との連携

市及び県は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図る。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

(1) 活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

区 分	概 要
1 情報連絡用	携帯用無線機、携帯用ラジオ
2 初期消火用	可搬式小型動力ポンプ、大型消火器
3 給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置
4 救出救護用	チェンソー、エンジンカッター、ジャッキ
5 防災教育用	ビデオ装置、映写場
6 その他	資機材倉庫等

第7項 要配慮者等の安全確保計画

1 現状と課題

近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

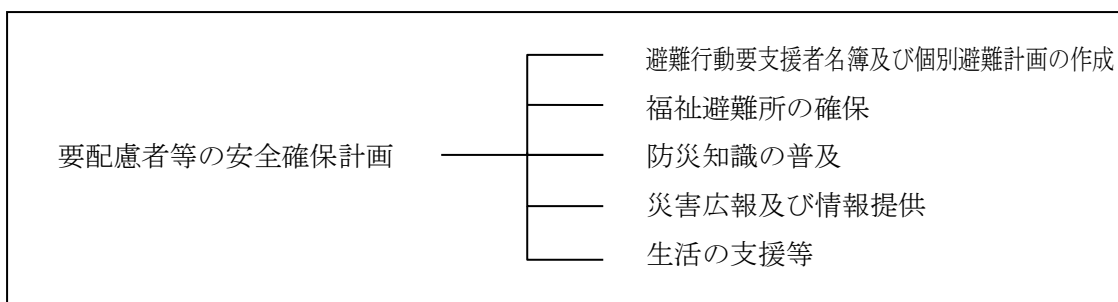
2 基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

3 対策



(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

【瀬戸内市】

市は、地域防災計画に基づき、危機管理課、福祉課及びいきいき長寿課など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、或いは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の

協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関しては、地域防災計画風水害編第7章「要配慮者の安全確保計画に準ずる。

【住民】

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から可能な限り避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(2) 福祉避難所の確保

【瀬戸内市】

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。

さらに、福祉避難所の指定に当たって、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人には、県及び周辺市町と連携し避難所の確保に努める。

【瀬戸内市、県（子ども・福祉部）】

県は、市が行う福祉避難所の確保に協力し、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

また、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

○福祉避難所の施設整備の例

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

○福祉避難所の物資・器材の確保の例

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

【瀬戸内市】

市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、市社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

【県（危機管理課、子ども・福祉部）】

県は、市と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行う。また、避難行動要支援者に対して、市においては個別の支援計画などによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

【住民】

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努める。

(4) 災害広報及び情報提供**【県（県民生活部）】**

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

その際、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても配慮した伝達を行う。

(5) 生活の支援等**【瀬戸内市】**

市は、民生委員児童委員や市社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

【県（子ども・福祉部）】

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

【社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等】

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

県は発災時において、広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

第1 食料の確保

1 現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引き渡しを受け

ることができる。

なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県及び他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、市及び県は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、食品加工業者・外食産業等の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

【住民、事業所】

住民及び事業所等においては、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するよう努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第2 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、市のタンク車及びタンク等の保有状況は非常に

少なく、また、道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

2 基本方針

独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保する。

また、住民・企業等に対して個人、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、以下のことについて実施する。

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。マニュアルについては以下のことを内容とする。

(ア) 臨時給水所設置場所の事前指定

(イ) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

(ウ) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

(エ) 各臨時給水所と災害対策本部の通信連絡方法

(オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）

(カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ 住民・事業所等に対し飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

【県（保健医療部）】

県は、市及び住民が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、住民・事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

【住民、事業所等】

住民及び事業所等においては、備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日分以上を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、

自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第3 生活必需品の確保

1 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、市においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から市、県及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- ウ 特定物資の調達体制
- エ 緊急物資の集積場所
- オ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

【住民】

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等についても、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、市等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

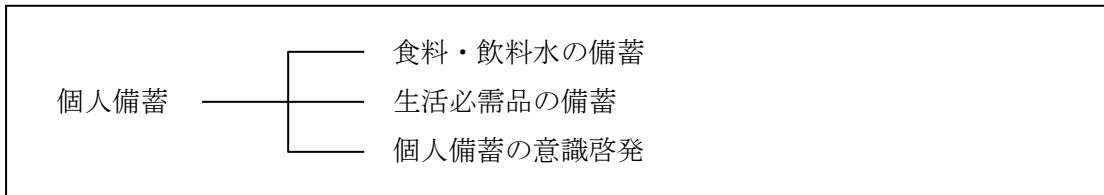
そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

住民及び事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

市及び県は、広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

3 対策



(1) 食料・飲料水の備蓄

【住民、事業所等】

住民及び事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料・飲料水を備蓄するよう努める。なお、飲料水にあつては、1人1日当たり3リットルを目安とする。

また、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成並びに食物アレルギーについても十分配慮する。

(2) 生活必需品の備蓄

【住民、事業所等】

住民及び事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努める。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておく。

(3) 個人備蓄の意識啓発

【瀬戸内市、県（危機管理課、子ども・福祉部）】

市及び県は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌

や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

【住民、事業所等】

住民及び事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図る。

第9項 津波災害予防計画

第1 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。このため、市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、県が策定した津波の浸水予測図及び被害想定をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

(1) 津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど

(4) 家庭内での備蓄等

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行

動、避難場所・避難所での行動

- ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めなど
- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく市内全域で行う必要がある。

市及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、公民館等の社会教育施設の活用などにより、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

市は、県が公表している想定（最大級の地震・津波が発生した場合の被害）や津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等を作成し、住民が地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に身近な地域の災害を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る。

国は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

第2 津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、季節や時間帯等の様々な条件を考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第3 要配慮者への配慮

市及び県は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を

支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市及び県は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

さらに、高齢者や障害のある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握した上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練などを実施する。

第2節

迅速かつ円滑な地震・津波対策
への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対応は不可能であることから、他の地方公共自治体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震・津波等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

2 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災

害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3 対策

(1) 対応計画の作成

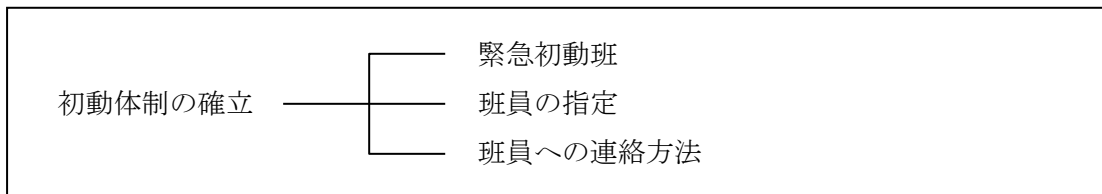
市及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。



(1) 緊急初動班

ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ 緊急初動班については危機管理部長が統括する。

ウ 緊急初動班は、市内での震度4以上を観測する地震が発生した場合には警戒体制、震度5弱以上を観測する地震が発生した場合には特別警戒体制がとれる班員

構成とする。

エ 緊急初動班は、市内で震度4以上を観測する地震が発生した場合に自主参集する。

オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

(ア) 情報の収集

(イ) 幹部への情報連絡並びに県及び関係機関への報告

(ウ) 非常体制への移行準備

(エ) 地震（震度4以上）に伴う津波情報等の対応

(2) 班員の指定

ア 班員は、市本庁・各支所及び出張所への通勤距離の近い職員の中から毎年度指定する。

イ 班員は、市内での震度4以上を観測した旨の地震情報（テレビ、ラジオ）により、決められた勤務場所に自主参集する。

ウ 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練を通じて周知を図る。

(3) 班員への連絡方法

班員への連絡については、電話、携帯電話等による通報体制の整備を図る。

非常時の処理権限の委譲

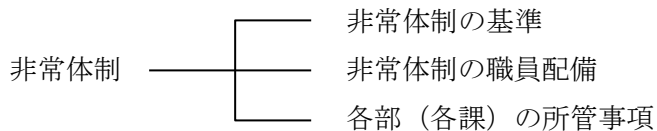
災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における災害対策本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長

第2位 教育長

第3位 総務部参与

第4位 総務部長



(1) 非常体制の基準

ア 市内に震度5強以上を観測する地震が発生した場合又は岡山県に大津波警報が発表された場合には、非常体制（災害対策本部体制）をとる。

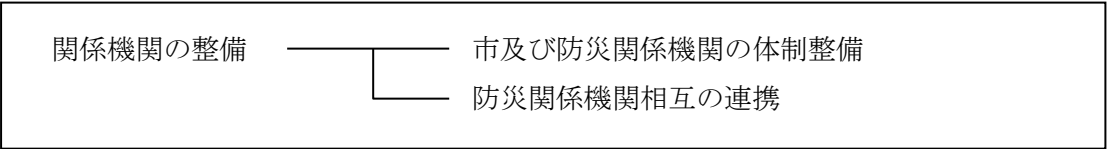
イ 災害対策本部の組織は、瀬戸内市災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害現地にあつて災害対策本部の事務の一部を行うために現地本部を設置する。

- (2) 非常体制の職員配備
 - ア 市長部局、教育委員会の全職員を配備する。
 - イ 職員は、勤務時間外において市内で震度5強以上を観測した旨の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務場所に出勤する。
 - ウ 勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの市出先機関へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。
- (3) 各部（各課）の所管事項
 - 各部（各課）の所管事項は、次のような点を踏まえ定める。
 - ア 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
 - イ 県の事業に対応する事項
 - ウ 地域防災計画（地震・津波災害対策編）による新規・改正に対応する事項
 - エ 広域応援体制の実行に対応する事項

災害対策本部室の確保

- (1) 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、災害対策本部機能に支障が生じたときは、代替災害対策本部室を確保する。
- (2) 代替災害対策本部室は、次の点を考慮して選定する。
 - ア 耐震性を有し、災害対策本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること
 - イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること
 - ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと
- (3) 代替災害対策本部室の確保対策
 - 市本庁舎が損壊した場合に備え、出先機関に代替災害対策本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。併せて、災害対策本部室のバックアップ機能の整備を図る。



- (1) 市及び防災関係機関の体制整備
 - ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。
 - イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資材材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

エ 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

カ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

キ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

ク 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

ケ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

コ 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、輸血用血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

サ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

シ 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

ス 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

セ 県は、市に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時

の住家被害調査の迅速化を図る。

ソ 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

タ 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

チ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等

市及び県は、津波警報等、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がいのある人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）の発表・発令・伝達体制を整える。

【瀬戸内市】

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等の連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

- (1) 津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。

危機管理部ほか担当部署の防災担当職員

- (2) なお、県内で震度4以上を観測する地震が発生した場合には緊急初動班が対応

する。

第1章 総則

第2章 地震・津波災害
予防計画

第3章 地震・津波災害
応急対策計画

第4章 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章 地震・津波災害
復旧・復興計画

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

2 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市、県及び防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

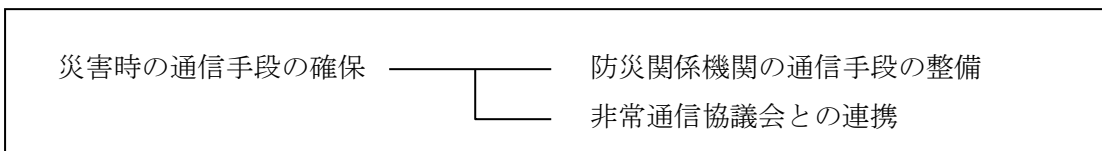
特に、災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

市及び、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて市民へ提供するシステムの機能の充実を図る。

市及び県は、さまざまな環境下にある住民、市及び県職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。市及び消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送等を通じて市民へ提供するシステムの機能の充実を図る。

3 対策



(1) 防災関係機関の通信手段の整備

ア 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

イ 市及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

ウ 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

(ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

(イ) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進

(ロ) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

(ハ) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

(ニ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等

カ 非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。

キ 市及び県は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

ク 市及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

【瀬戸内市】

市は、住民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を

複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

市は、市防災行政無線を基本に被災状況の収集と住民への伝達手段の整備を図る。

また、全国瞬時警報システムにより迅速に住民に緊急地震速報等を伝達する。

ア 非常災害時に、災害対策本部が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

イ その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メールを活用する。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

【県（危機管理課）】

ア 県は、防災情報ネットワークを活用した岡山県総合防災情報システムを整備することにより、市から、人的被害、住家被害、避難情報、避難所の開設情報等を収集し、市、県及び防災関係機関でリアルタイムの情報共有を図れるように努める。

特に、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

また、震度情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送を通じて住民へ提供する機能の充実を図る。

イ 衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

ウ 県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、ホームページ、電子メール等を通じた住民への各種防災情報の安定提供に努める。

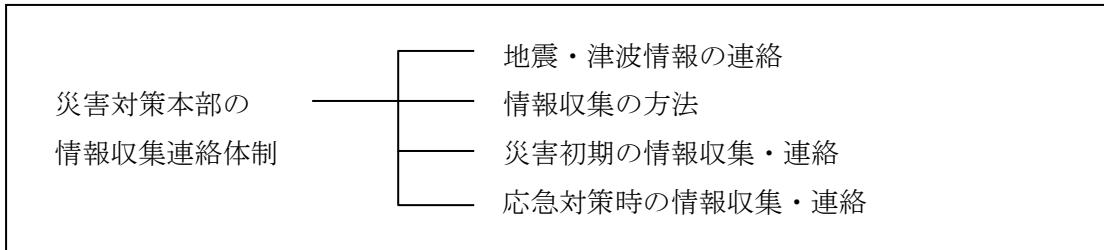
【防災関係機関】

防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策等を講じ通信手段の整備、拡充を図る。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。



(1) 地震・津波情報の連絡

市は、J-A L E R Tと市防災行政無線等を自動連動させることなどにより、J-A L E R Tにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-A L E R T、ジェイ・アラート）

津波警報等、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム

(2) 情報収集の方法

ア 被害情報の収集は、市から備前県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

イ 防災関係機関は、災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報交換の緊密化を図る。

ウ 県、県警察及び岡山市消防のヘリコプターを活用し、情報収集を行う。

エ 警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊等の情報を収集する。

オ 自衛隊の偵察出動による情報を収集する。

(3) 災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、緊急に出動する警察、消防、自衛隊と情報収集・連絡を図る。

イ 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

(ア) 人命にかかる被害、社会福祉施設、医療機関等の状況

(イ) 道路の状況

(ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の状況

(エ) 被害規模状況の把握のための情報

(4) 応急対策時の情報収集・連絡

- ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、市、県及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。
- イ 被害情報については、備前県民局を通して県及び関係機関に連絡する。
- ウ 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第3項 救助、救急、保健医療体制整備計画

第1 救助

1 現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

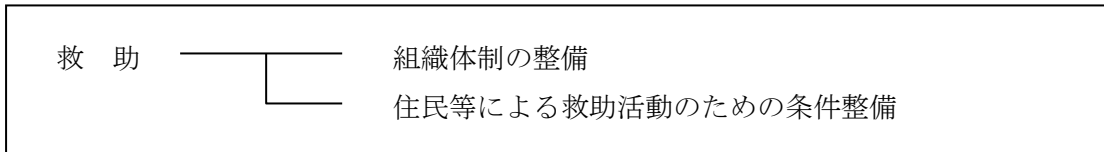
また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2 基本方針

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【瀬戸内市】

市は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿って*1 サイレントタイム設定マニュアルを作成する。

*1 サイレントタイム

発災時の捜索時、ヘリコプターの音で被災者の救助を求める声が聞こえない場合がある。このため、一定期間は、救助のためマスク等も含めたヘリコプターの飛行を禁止することを「サイレントタイム」という。

【消防機関、県警察】

消防機関及び県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 住民等による救助活動のための条件整備

【瀬戸内市】

市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第2 傷病者搬送

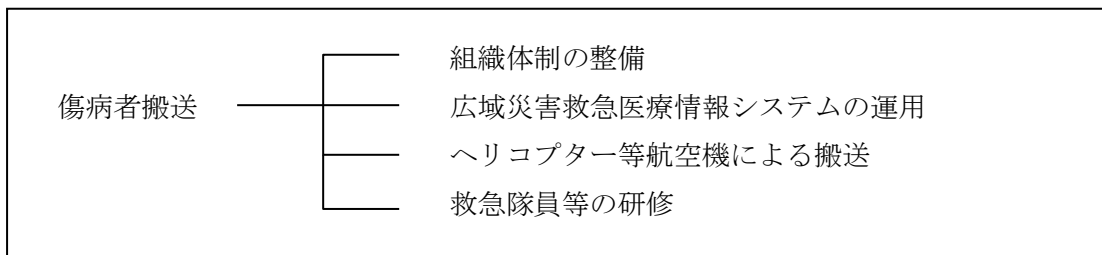
1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

県及び関係機関は災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。

3 対策



(1) 組織体制の整備

【消防機関】

消防機関は、市及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

【瀬戸内市、県（消防保安課、保健医療部）、消防本部、医師会、各医療機関】

市、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するために必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。

(3) ヘリコプター等航空機による搬送

【瀬戸内市】

市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備を図る。

(4) 救急隊員等の研修

【消防機関】

消防機関は、災害時における応急手当の方法や*2 トリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

*2 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に傷病の緊急度や程度に応じ適切に治療や搬送の優先順位をつけること

第3 医療体制

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。

また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、BCPの策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。

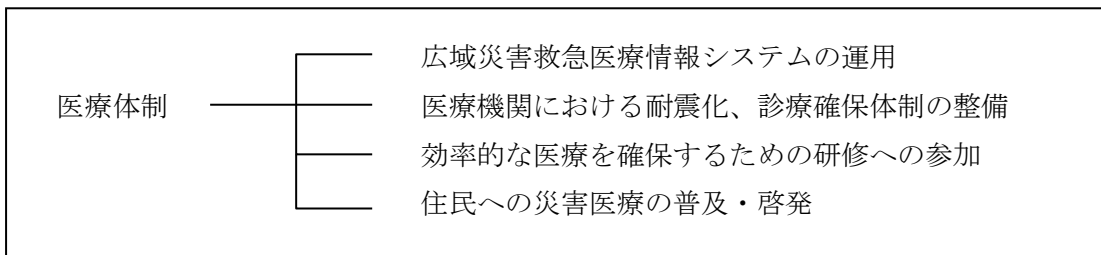
なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚大で、本県の傷病者を県外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。

さらに、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、市民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。

3 対策



(1) 広域災害救急医療情報システムの運用

市、県及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

【瀬戸内市】

市は、市内の医療機関、消防機関、地元医師会及び関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

【医療機関】

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

(2) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

【医療機関】

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- オ 業務継続計画（BCP）の策定
- カ 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
- キ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(3) 効率的な医療を確保するための研修への参加

【医療機関】

各医療機関は県等が実施する研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

(4) 住民への災害医療の普及・啓発

【瀬戸内市、県（保健福祉部）、消防機関、日本赤十字社岡山県支部】

市、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行

う。

また、併せて駅・デパート等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第4 医薬品等の確保

1 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

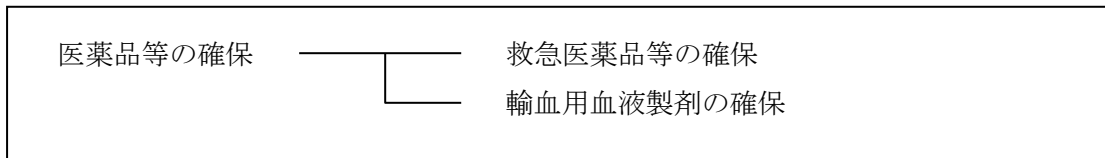
阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難をきたしたことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

2 基本方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保することを基本とする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なための確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備する。

3 対策



(1) 救急医薬品等の確保

【医薬品等備蓄施設】

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、県と連携をとり医薬品等の確保に努める。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・災害後 1～2 日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害後 3 日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

(2) 輸血用血液製剤の確保

【岡山県赤十字血液センター】

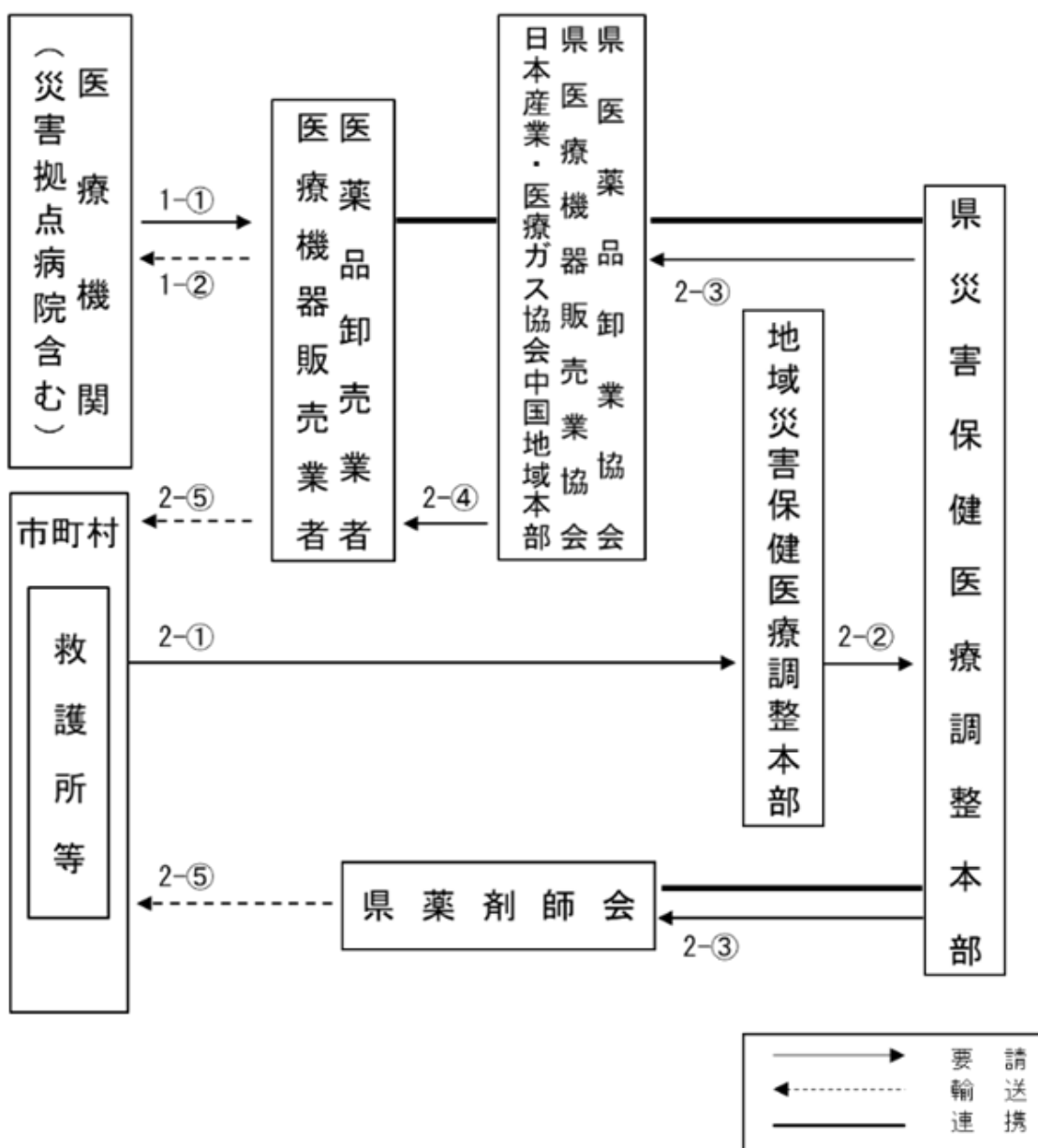
岡山県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、市、県、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、岡山県赤十字血液センターは、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。

< 救急医薬品等の確保供給体制 >

【1】被害が局所的な場合

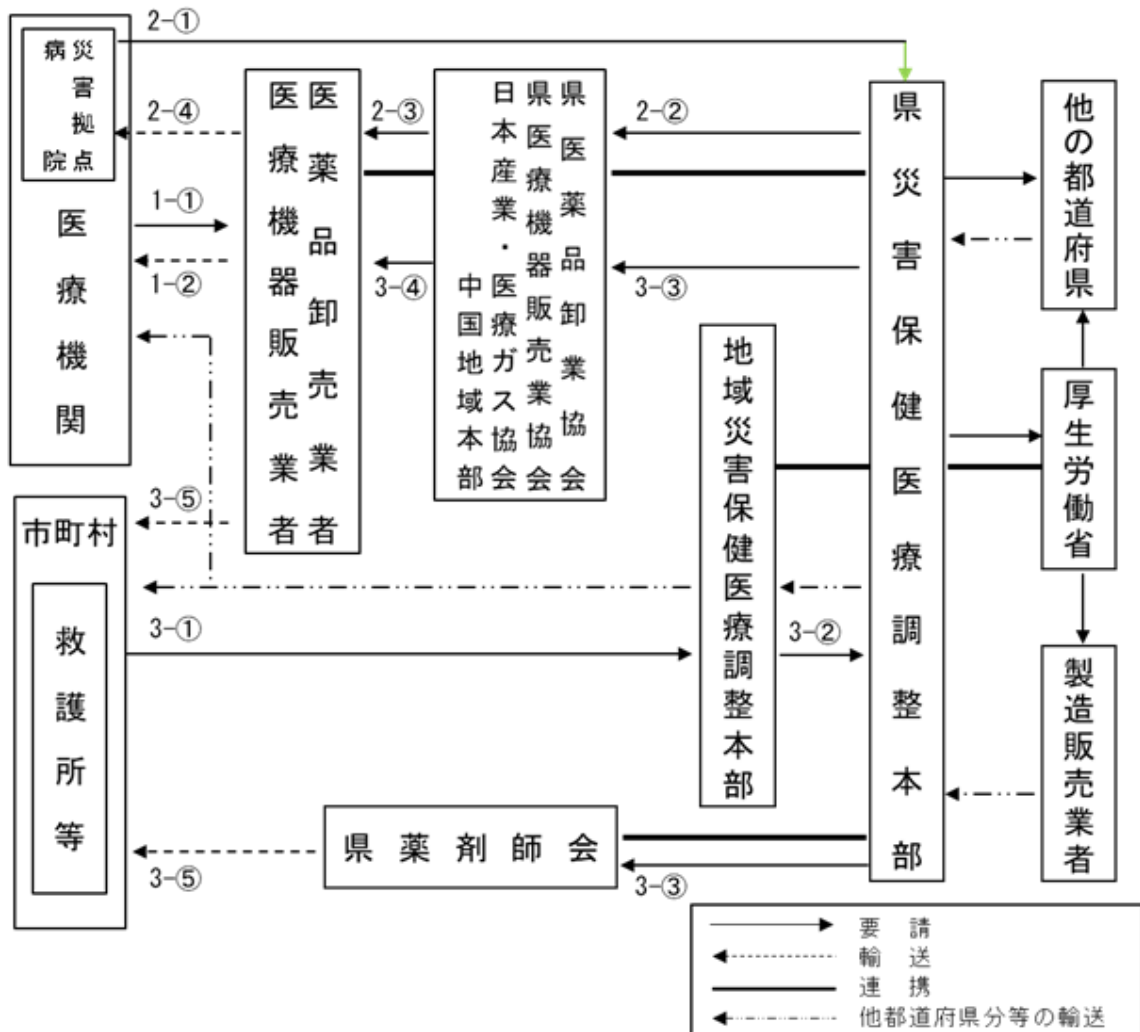
- 1 医療機関
 - 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
 - 1-② 医薬品卸売業者等から医療機関へ
- 2 市町村
 - 2-① 地域災害保健医療調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療調整本部へ）
 - 2-② 県災害保健医療調整本部へ
 - 2-③ 関係団体へ
 - 2-④ 医薬品卸売業者等へ
 - 2-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
県薬剤師会から市町村へ



【2】被害が甚大な場合

- 1 医療機関
 - 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
(医薬品卸売業者等に対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体で調整を行う)
 - 1-② 医療機関へ
- 2 災害拠点病院
 - 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から県災害保健医療調整本部への要請も可
 - 2-② 関係団体へ
 - 2-③ 医薬品卸売業者等へ
 - 2-④ 医薬品卸売業者等から災害拠点病院へ
- 3 市町村
 - 3-① 地域災害保健医療調整本部に要請
(岡山市は県災害保健医療調整本部へ)
 - 3-② 県災害保健医療調整本部へ
 - 3-③ 関係団体へ
 - 3-④ 医薬品卸売業者等へ
 - 3-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
県薬剤師会から市町村へ

※必要に応じて、県災害保健医療調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請
→ 他都道府県ルート (— — —) で輸送

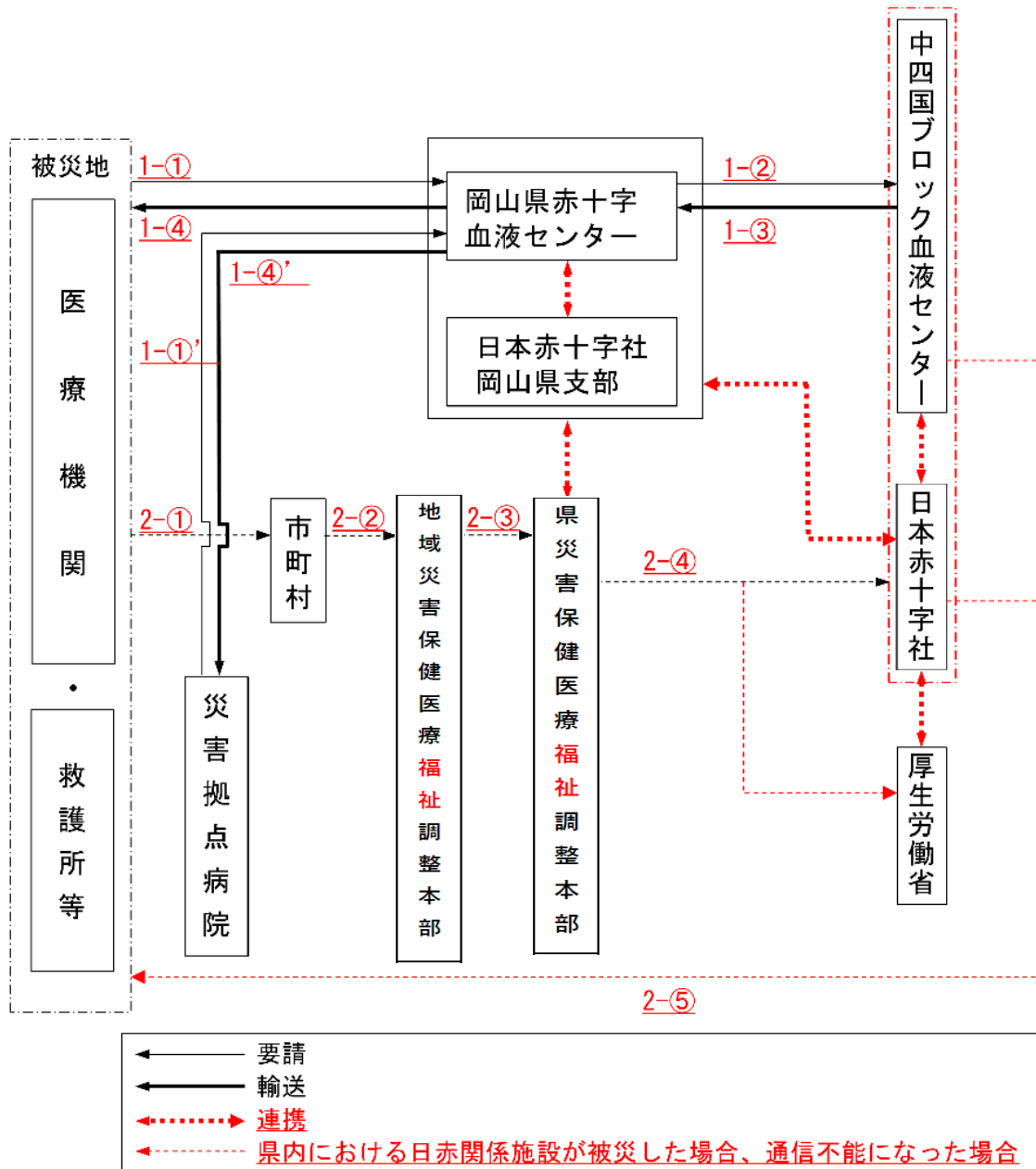


輸血用血液製剤の確保供給体制

- 1 医療機関・救護所等、災害拠点病院から岡山県赤十字血液センター
 - 1-① 医療機関・救護所等から岡山県赤十字血液センターに要請
 - 1-①' 災害拠点病院から岡山県赤十字血液センターに要請
 - 1-② 必要に応じて中四国ブロック血液センターに連絡
 - 1-③ 中四国ブロック血液センターから岡山県赤十字血液センターに輸送
 - 1-④ 岡山県赤十字血液センターから医療機関・救護所等に輸送
 - 1-④' 岡山県赤十字血液センターから災害拠点病院に輸送

(県内における日赤関係施設が被災した場合、通信不能になった場合)

- 2 医療機関・救護所等から市町村
 - 2-① 医療機関・救護所等から市町村に要請
 - 2-② 地域災害保健医療調整本部へ
 - 2-③ 県災害保健医療調整本部へ
 - 2-④ 中四国ブロック血液センター・日本赤十字社、厚生労働省へ
 - 2-⑤ 中四国ブロック血液センター等から医療機関・救護所等に輸送



第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う津波や火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している指定緊急避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険のない被災者は、住宅に留まるように誘導する方策等を検討する必要がある。さらに、道路交通等が確保されて以降は、必要に応じて被災地域外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

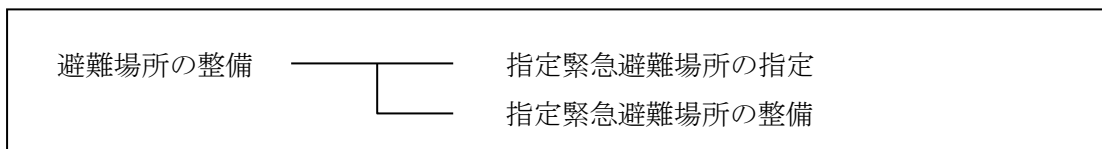
2 基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、市、県及び国は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

3 対策

第1 指定緊急避難場所の整備等

市は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進する。



(1) 指定緊急避難場所の指定

【瀬戸内市】

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設及び民間施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、指定緊

急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、沿岸部においては、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定緊急避難場所の整備

【瀬戸内市】

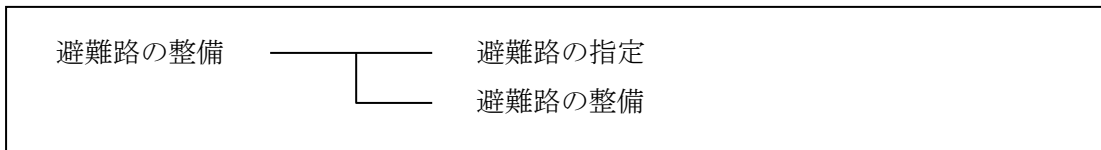
市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受け入れができるよう、出入口部分の整備や開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第2 避難路の整備



(1) 避難路の指定

【瀬戸内市】

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(2) 避難路の整備

【瀬戸内市、県（農林水産部、土木部）、国】

市、県、及び国は、市街地における道路は、交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設であるので、道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生の恐れのある建築物については改修を指導する。

避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

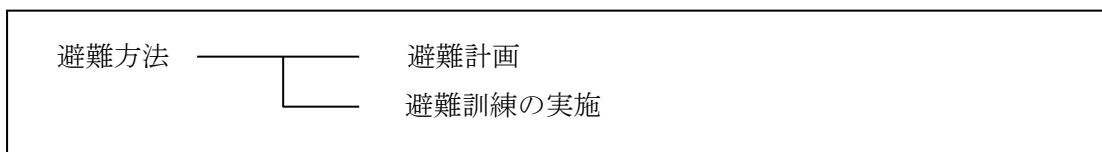
地震発生時には、火災や崖崩れ、落石、沿岸地域での津波等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

2 基本方針

市長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確認しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

3 対策

市及び県は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講ずる。また、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。



(1) 避難計画

【瀬戸内市】

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

【町内会】

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

【多数が利用する施設等の管理者】

大型小売店、駅、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

【瀬戸内市】

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で住民の参加を得て避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【町内会】

住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

【多数が利用する施設等の管理者】

大型小売店、駅、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難

場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。

災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

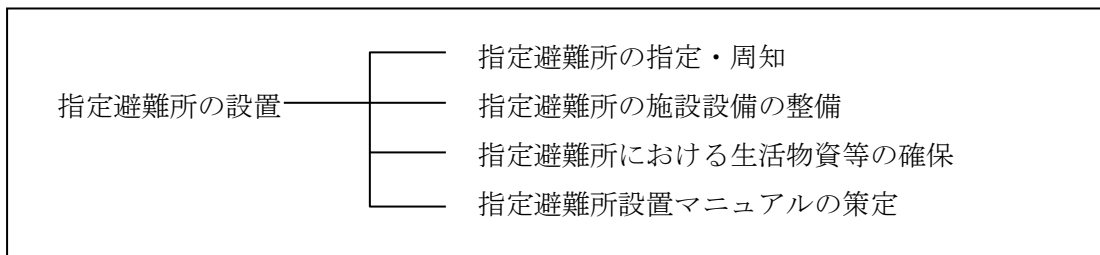
また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことなどから、指定避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

2 基本方針

市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講ずるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3 対策



(1) 指定避難所の指定・周知

【瀬戸内市】

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であ

って、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、また市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町への委託、近隣の民間施設の借上げ等により設置することを

想定し、近隣市町や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

【瀬戸内市】

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。防災無線等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資の確保

【瀬戸内市】

市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 指定避難所設置マニュアルの策定

【瀬戸内市】

市は、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ア 指定避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 災害対策本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立

オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

カ 感染症対策を踏まえた運営方法

キ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化が見られたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

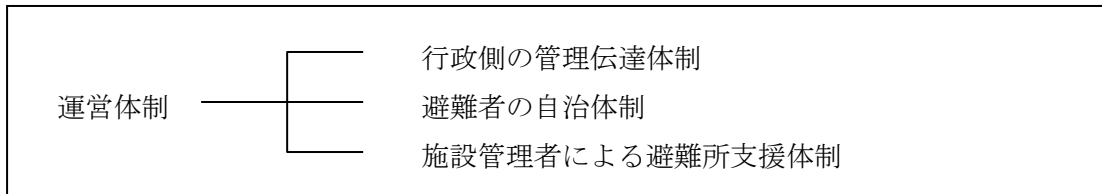
このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から市の防災・福祉・市民生活部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

3 対策



(1) 行政側の管理伝達体制

【瀬戸内市】

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

【瀬戸内市】

市は、指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

- ア 避難者の自治組織（立ち上げ、代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

- 事前周知、自治組織との連携
- 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
- 避難所の統合・廃止の基準・手続き等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

【指定避難所設置施設の管理者】

指定避難所設置施設の管理者に対しては、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するよう指導する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

2 基本方針

市及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努める。

【消防機関】

消防機関は、ファイバースコープやエアーカーター等災害救助用資機材の整備・充実を図る。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

資機材の備蓄については、水防倉庫での水防活動を想定したものを中心としており、阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用し、市及び県においては、初期活動に必要なとなる最小限の資機材の備蓄に努める。

3 対策

(1) 備蓄

【瀬戸内市】

市においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要なと思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。

なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

【瀬戸内市】

市においては、市区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握したうえで、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう備蓄計画とあわせた総合的な資機材の確保対策を講ずる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所・避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

市はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

3 対策

(1) 市の整備

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ア 物資等の集積基地
- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受け入れ施設
- エ ヘリポート施設

第9項 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。

また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それを繋ぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

市及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3 対策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

【瀬戸内市、県（危機管理課、総務部、保健医療部、子ども・福祉部、土木部、県警察、教育庁）、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者】

緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設、輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路啓開の迅速化

【瀬戸内市、県（土木部）、国、西日本高速道路株式会社（中国支社）、県警察】

道路管理者は、関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

【瀬戸内市、県（危機管理課、県民生活部、土木部）、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者】

市及び県は、陸路の破壊による輸送ルートへの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア 施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。

イ これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずるよう努める。

ウ 臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

【県（危機管理課、県民生活部、県警察）】

市及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。

(5) 港湾施設の耐震化、航路啓開等

【港湾管理者】

港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定するなど、関係機関と連携して発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、それを踏まえて港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等、必要な対策を講ずる。

また、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のため、国、県及び近隣市町の港湾管理者による港湾広域防災協議会の設置を検討し、それを踏まえて緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講ずる。

港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずべきことを勧告し、改善されない場合は命令を行う等の対応を行う。

(6) その他の環境整備等

【瀬戸内市、県（危機管理課、県民生活部、子ども・福祉部、産業労働部）】

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第10項 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

(1) 消防

ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

- (ア) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備
- (イ) 池、河川等の自然水利の活用を図る措置
- (ウ) プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置
- (エ) 道路横断用のホース保護具等の整備

イ ヘリポートの整備を図る。

ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

エ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

オ ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

第11項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

南海トラフの巨大地震などの大災害に際しては、従来の応急対策やこれまでの国の支援システム、公共団体間の応援システムが機能しなくなることを想定する必要がある。また、近隣県自体が被災地域になること、対口支援の取り決めも機能しないケースも想定される。現在、市では広域の応援体制を構築し、必要な準備を行っている。

また、被害が比較的少ない市は、自力で災害対応を行うと同時に被害の甚大な地域への支援も行うという考え方を持つ必要がある。

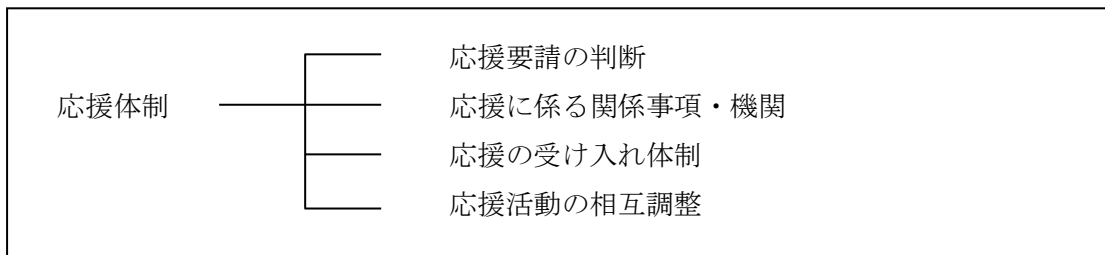
近隣の県、県内の市町村などの応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか、被災地の受け入れ体制等についても検討を加えておく必要がある。

2 基本方針

市では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、県及び県内各自治体との相互応援協定を締結している。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、市の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成するとともに、市町村間においては、東日本大震災における岩手県遠野市の例を参考に、相互に後方支援基地として、その機能が発揮できるよう、周辺市町間での相互応援協定の推進に努める。

3 対策



(1) 応援要請の判断

- ア 被災した場合の応援要請は市長が判断することを原則とする。
- イ 地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請を行う。

(2) 応援に係る関係事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

- ア 県内相互応援
 - (イ) 市長は、知事を通じ隣接する市長に応急措置の実施について応援を要請する。

- (イ) 岡山県下消防相互応援協定に基づいた応援要請を行う。
 - (ウ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
 - (エ) 県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、市から要請があった場合には、消防防災ヘリコプターを出動させ、市の行う消防業務を支援する。
- イ 県外からの応援
- 県では、次のとおり応援要請を行う。
- (ア) 自治体の応援
 - 災害時の相互応援に関する協定に基づき、隣県やブロック単位の応援を受ける。また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。
 - (イ) 警察の応援
 - 警察災害派遣隊の応援を受ける。
 - (ウ) 消防の応援
 - 緊急消防援助隊等の応援を受ける。
 - (エ) 自衛隊の派遣要請
 - 自衛隊の派遣要請は、市からの要請を待つことなく県が迅速に行う。
- (3) 応援の受け入れ体制
- 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- ア 自治体応援の受け入れは、市又は県が行う。
- 市は、応援を受ける場合及び他市町村を支援する場合を考慮して、各課の所管事項を整備する。
- イ 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関が受け入れることとする。
- (ア) 警察…警察災害派遣隊
 - (イ) 消防…緊急消防援助隊等
- ウ 自衛隊の受け入れは市が行うが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。
- (4) 応援活動の相互調整
- ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡を取り合い災害情報等の共有に努める。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。

広域支援体制の確立

市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

第12項 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

災害を最小限度に止めるためには、平素から各種訓練を実施する必要がある。

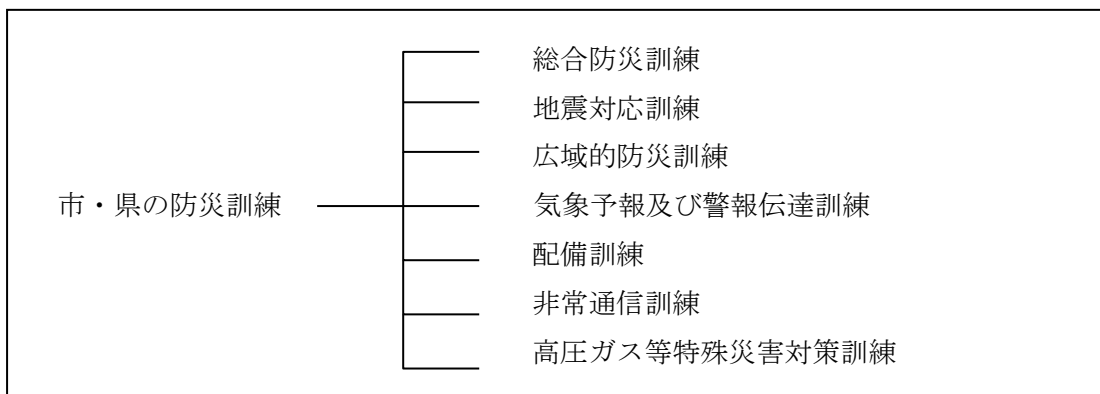
このため、市は、県をはじめとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

2 基本方針

地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、市及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

3 対策



(1) 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関並びに地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

ア 訓練参加機関

- (ア) 市、県、県警察、消防機関、自衛隊
- (イ) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (ウ) 医療、看護等の関係団体
- (エ) 町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- (ア) 防災意識の高揚
- (イ) 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- (ウ) 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- (エ) 防災関係機関による応急対策訓練
- (オ) 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- (カ) ライフライン等の確保訓練
- (キ) 指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- (ク) 災害対策本部訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 地震対応訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ア 災害対策本部の設置訓練
- イ 情報の収集伝達訓練
- ウ 人命救助等応急対応訓練
- エ 受援及び市町村支援訓練
- オ 消防応援活動調整訓練
- カ 航空運用調整訓練
- キ 災害保健医療調整訓練
- ク 災害対策本部会議訓練

(3) 広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき隣県又は広域的に、次のような防災訓練の実施を図る。

- ア 応援要請訓練
- イ 情報連絡訓練
- ウ 応援隊等の応援・受け入れ訓練
- エ 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報を市内に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(5) 配備訓練

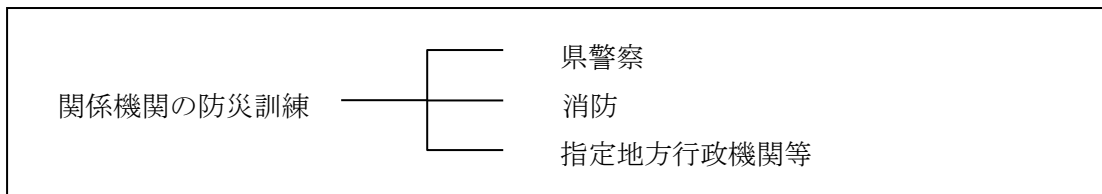
市は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、岡山地区非常通信協議会の協力を得て有線及び無線の通信訓練を実施する。

(7) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

市は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。



(1) 県警察

- ア 災害警備実施計画に基づく一般部隊（救出・救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。
- イ 警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

(2) 消防

- ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実践的な訓練を実施する。
- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練等を行う。

(3) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第13項 津波避難計画

1 現状と課題

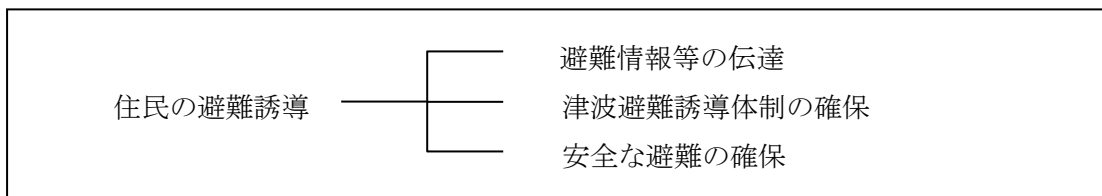
東日本大震災では、15,000人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが、その内の90%以上が溺死であり、津波による被害がいかに甚大なものであったかが分かる。このような最大クラスの津波に対しては、住民の命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組む必要がある。

被害を防ぎ、また最小限にするために、住民一人ひとりが避難に関する基本的事項を把握しておく必要がある。

2 基本方針

迅速かつ確実な住民等の避難行動を確保することを基本とし、住民の命を守ることを最優先に、沿岸市町及び県、防災関係機関が連携し、津波警報等の迅速な情報伝達や指定緊急避難場所等、安全な避難場所への的確な避難誘導の実施体制の確保を図る。

3 対策



(1) 避難情報等の伝達

迅速・的確な避難のため、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を促進する。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際には高齢者や障がいのある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。

(2) 津波避難誘導體制の確保

ア 避難指示発令基準

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとし、そ

の設定・見直しに当たっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

イ 津波避難誘導計画

市は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底するよう努める。

また、計画の策定に当たっては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討する。

ウ 避難支援体制

避難行動要支援者名簿を活用した効果的な避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応並びに消防職団員、警察官、市職員など津波災害時において防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準をあらかじめ定めて住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の適切な見直しを行う。

(3) 安全な避難の確保

ア 指定緊急避難場所等の指定

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを津波災害に対する指定緊急避難場所として指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとするが、津波に対する安全性等に違いがある場合には、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

さらに、津波浸水予測図、津波到達時間及び地形的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等において、沿岸市町は、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの指定に努めることとし、その指定に当たっては、あらかじめ施設管理者と調整し、外部階段の設置や避難路の確保等、迅速な避難に必要な対策を講じる。

イ 多数が利用する施設の安全対策等

市、県及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、区域内への海拔標示や誘導標識等の整備を効果的に実施し、住民や一時滞在者等の避難の意識が高まるよう努める。

第14項 公的機関等の業務継続性の確保

1 現状と課題

市、県、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2 基本方針

市、県、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

3 対策

市、県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたところであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障がいのある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪とも言うべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。

しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

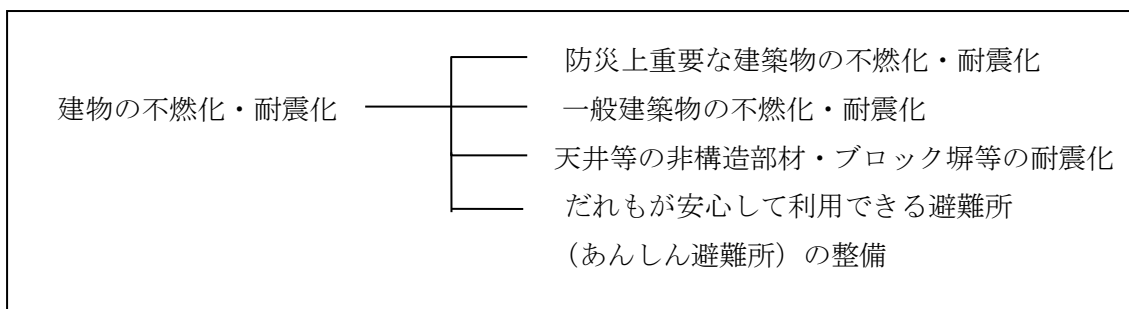
火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を瀬戸内市振興計画へ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。

また、市は、岡山県が作成した地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、市土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの市民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえだれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化と併せて進める。

3 対策



(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

【瀬戸内市、県（関係各部等）、国、施設管理者】

市、県、国及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般建築物の不燃化・耐震化

【瀬戸内市、県】

市及び県は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

【瀬戸内市、県(土木部)、建築物の所有者等】

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

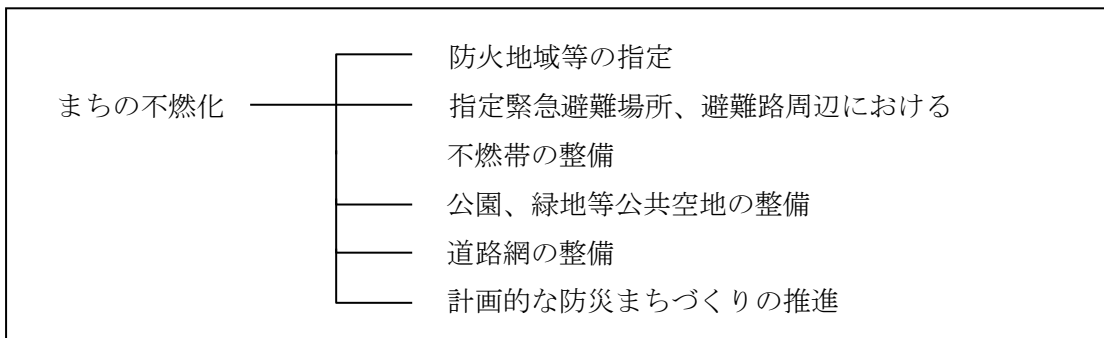
(4) あんしん避難所の整備

【瀬戸内市】

市は、だれもが安心して利用できる避難所(あんしん避難所)の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神(心のバリアフリー)の普及啓発を行う。

【県】

県は、過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、だれもが安心して利用できる避難所(あんしん避難所)の整備や、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神(心のバリアフリー)の普及啓発を行おうとする市に対して技術支援を行う。



(1) 防火地域等の指定

【瀬戸内市】

市は、必要に応じて、防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

【瀬戸内市】

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避

難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

【瀬戸内市】

公園、緑地等地域における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

(4) 道路網の整備

【瀬戸内市、県（農林水産部、土木部）、国】

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

【瀬戸内市】

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、瀬戸内市振興計画の中に密集市街地の解消を念頭においた防災まちづくりの方針を盛り込む。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、振興計画に当面の整備目標として位置付けるとともに、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

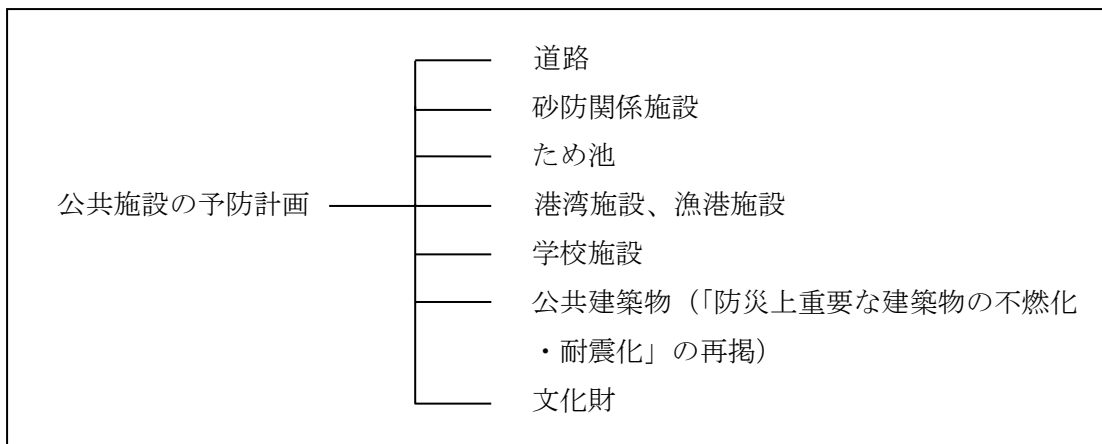
- ア 道路…避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。
- イ 公園、緑地…避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。
- ウ 延焼遮断帯…道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

地震・津波に強い市土の形成を図るため、市、県及び指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。



第1 道路

(1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講ずる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

(2) 基本方針

県の被害想定における最大震度6弱の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(3) 対策

【瀬戸内市】

市は、被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

第2 砂防関係施設

(1) 現状と課題

砂防関係施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害はクラック等の軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、市内には老朽化したものもある。

(2) 基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修、補強等を行い、地震による土砂災害を防止する。

(3) 対策

【瀬戸内市】

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について補修、増強等整備の促進を県に要請し、地震による土砂災害を防止する。

第3 ため池

(1) 現状と課題

市内には約 600 箇所のため池があり、老朽化が進行している。市内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けており、南海トラフ巨大地震の被害想定では市内で最大震度 6 弱が想定されていることから、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

(2) 基本方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

(3) 対策

【瀬戸内市、県（農林水産部）】

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

第4 港湾施設、漁港施設

(1) 現状と課題

港湾施設は、災害時の住民の避難、大量の緊急物資の輸送及び震災後の最低限の経済・物流活動の維持に際し海上交通の拠点として、また、離島においてはライフラインの拠点として重要な役割を果たさなければならない。

(2) 基本方針

港湾施設については、大規模地震災害時において住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

(3) 対策

【瀬戸内市、県（農林水産部、土木部）】

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれたり、泊地が埋没することのないような施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難や緊急物資の輸送に利用できる広場や緑地を確保し、避難場所や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携

した交通機能の確保にも配慮が必要である。

第5 学校施設

(1) 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

(2) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

(3) 対策

【瀬戸内市、県】

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講ずる。

エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

第6 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

(1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

(2) 対策

【瀬戸内市、県、国、施設管理者】

市、県、国及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

第7 文化財

(1) 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

(2) 基本方針

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

(3) 対策

【瀬戸内市、県】

ア 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(ア) 重要文化財建造物等は、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促進する。

(イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促進する。

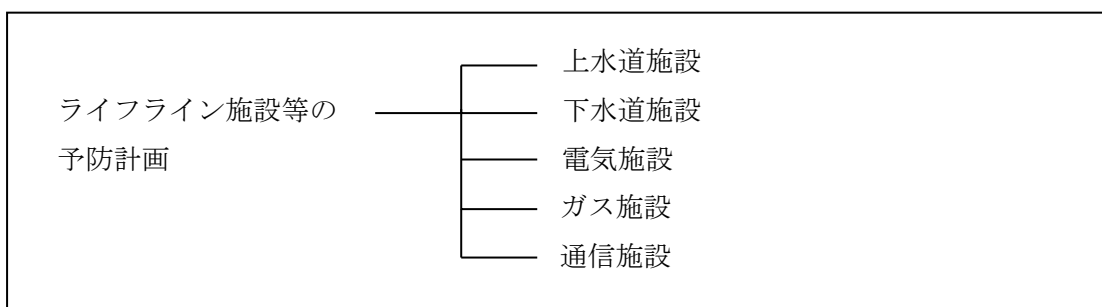
エ 文化財及び周辺環境整備を実施する。

オ 県は、市や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。



第1 上水道施設

(1) 現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード対策

ア 災害によって被害を受けない水道づくり

イ 被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり

ウ 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、県の被害想定では、最大震度6弱が想定されており、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業者としては、生活用水や生活に密接に関わる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

(2) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図、

津波浸水想定及び液状化危険度分布図など、地形・地質の状況も勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

(3) 対策

【瀬戸内市】

ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

オ 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

第2 下水道施設

(1) 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであるが、耐震化が進んでおらず、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害が発生して、住民活動や社会活動に大きな影響が生じることが懸念される。

そのため、施設の耐震化や津波対策を計画的に実施するとともに、被災時の迅速な応急復旧体制を確保する必要がある。

(2) 基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

(3) 対策

【瀬戸内市等、県（土木部）】

ア 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

イ 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

ウ 下水道施設の弾力的運用

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

エ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線や下水処理場内の重要な水路や配管あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

オ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

カ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は、下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

第3 電気施設（中国電力ネットワーク株式会社岡山東ネットワークセンター）

(1) 現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。

(2) 基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現

するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

(3) 対策

ア 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造(柔構造または剛構造)と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

第4 ガス施設

【大阪ガス株式会社】

(1) 現状と課題

ア ガス製造施設

(ア) ガス製造設備の設計は、ガス事業法、消防法及び建築基準法の諸法規並びに製造設備等耐震設計指針などの自主基準に準拠している。

- (イ) 危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備・消防設備等の保安設備の整備に配慮している。

イ 供給施設

(ア) ガスホルダー

- a 製造施設と同様に、ガス事業法などの諸法規及び球形ガスホルダー指針などの自主基準に基づいて設計しているほか、安全装置や遮断装置の設置、離隔距離等について考慮している。
- b 耐震構造になっている。

(イ) ガス導管

- a ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に準拠して設計、施工している。
- b 新設の導管材料にはダクティル鑄鉄管、被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。
- c ダクティル鑄鉄管の接合は抜け出し防止機構を有する機械的接合、被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近はポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。

既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鑄鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及びダクティル鑄鉄管、ポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。

- d ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。設置箇所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。

また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側にはすべてメーターガス栓を取り付けている。

- e ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

(ウ) マイコンメーター

地震やガス漏れ等の異常時に、一定の基準により自動的に各戸へのガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置を進めている。

(エ) ガス整圧器

地区整圧器が各戸への供給圧力を制御する最下流の圧力調整器であり、その性能及び作動の良否は、直接、ガスの使用状態に反映する。整圧器の設計、施工、維持管理については、ガス事業法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針などの自主基準に準拠して安全性の確保に努めている。

ウ 通信施設

- (ア) 災害時有線電話、衛星携帯電話、MCA無線等、使用目的に応じた信頼性の高

い通信設備を検討し、整備に努めている。

- (イ) 自家発電設備や無停電電源装置、バッテリー等、通信施設に応じた停電対策を検討し、整備に努めている。

エ 巡視・点検

通常時におけるガス施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施している。また、地震が発生した場合は、地震等防災対策に関する各社制定の要領書に従ってガス施設を点検する。

オ 供給停止体制

災害発生時に被害の大きな地域の二次災害を防止するため、必要に応じて供給停止を実施する。これを迅速かつ最小範囲の供給停止とするため、供給区域内のブロック化と各ブロックへのS Iセンサー設置・遠隔監視体制を構築する。

また、供給停止を想定した訓練を定期的実施する。

(2) 基本方針

社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

(3) 対策

ア ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

- (ア) 整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

(イ) 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。

(ウ) 既設導管のうち印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更正修理をさらに推進する。

(エ) マイコンメーターの設置をさらに推進する。

イ 総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

(ア) 地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため供給エリア内に地震計を設置する。

(イ) 導管情報をマッピングシステム等によりさらに整備し、計画的な耐震対策を図る。

(ウ) 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるように単位ブロックの確立を進める。

(エ) 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。

(オ) 通信施設の整備、補強を行う。

【一般社団法人岡山県LPガス協会】

(1) 現状と課題

ア LPガス製造（充填）施設

LPガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 製造施設は、高圧ガス保安法等の関係法令及びJLPA基準等の自主基準に基づき維持管理に努めている。
- (イ) 製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び防消火設備等の保安用設備を配備している。
- (ウ) LPガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合している。
- (エ) 危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育・訓練に努めている。

しかし、現行の措置基準等は大規模地震を想定していないので、次の事項について検討・整備する必要がある。

- (ア) 広域応援体制の整備
- (イ) 地域性を考慮した感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し
- (ウ) 防災訓練の公設消防機関等との合同実施

イ LPガス消費設備

LPガス販売事業者は、一般家庭用等のLPガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
- (イ) 地震時等におけるLPガス容器の容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
- (ウ) 消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

- (ア) 高機能の安全機器の100%設置
感震機能を有するマイコンメータS型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及
- (イ) 要配慮者対策の強化
- (ウ) 指定避難所となる公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進
地震災害時、リスク分散型のLPガス供給方式の採用促進

(2) 基本方針

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(3) 対策

ア LPガス製造（充填）施設関係

実施責任者と主要業務

(ア) LPガス製造事業者

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

a 製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

b 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

c 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等と合同で実施し、防災力の強化に努める。

d 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

e 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

イ LPガス設備関係

実施責任者と主要業務

(イ) LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

a LPガスの安全についての知識の習得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震発生時の初期防災活動等についての知識を習得し実践する。

b 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

(イ) LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに特に次の事項について平素から積極的に対応する。

a LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期的調査・点検の際、次の事項についてチェックし耐震性の維持に努める。

(a) 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）

(b) 容器、ガスメーター、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

- (c) 配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入
- (d) 埋設配管はP E管等可とう性及び耐食性のある材料を使用
- (e) 安全機器は感震器を内蔵しているマイコンメーターS型等の設置による24時間集中監視システムを促進
- (f) 容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

b 防災体制の強化

- (a) 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育訓練に努める。
- (b) 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講ずる。
震度5以上の地震が発生したときの自主出動制度
- (c) 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受け入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成の準備をしておく。

(ウ) 協会、支部

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について市、県及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

a 広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

b 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

c L Pガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

d 公共施設等へのL Pガス設備等の設置促進

市及び県等の公共機関に対して、地震災害発生時に指定避難所となる公共施設等に、L Pガス災害用バルクシステム、L Pガス発電機、GHP、ガスジェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。

e その他必要な事項

第5 通信施設（西日本電信電話株式会社岡山支店・株式会社NTTドコモ岡山支店）

(1) 現状と課題

平成7年阪神・淡路大震災の場合

ア ネットワーク系設備（交換所～交換所間を結ぶ設備）

長距離系設備については、これまでの各種信頼性向上施策が功を奏し、通信サービ

スの中断を免れた。また、交換所内通信設備は地震の被害を受けず、主要伝送路も予備伝送路に切り替わったことで通信上の影響は回避できた。

地域系設備については、地震の影響を受けやすいこと（停電等）からサービス中断を免れることはできず通信設備等が長期間機能停止し、ピーク時には被害が約28万5千加入に及んだ。

イ アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）

アクセス系設備は10万を超える家屋の倒壊や火災等により、架空ケーブル、電柱、引込線が被災し、約19万3千加入が被害を被った。

地中設備については振動により、ケーブル、管路、マンホール等に被災があったが、これらに起因する故障は少なかった。

ウ 建物・鉄塔設備

（ア）通信建物

新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大震災級の地震に耐えられる設計としており、耐震性を発揮した。

（イ）鉄塔設備

鉄塔設備については2基が被災したが、通信には影響を及ぼさなかった。

エ 電話輻輳の影響

大都市が被災したことから、過去に類を見ない電話輻輳が発生し、数日間継続した。

オ 公衆電話への影響

停電によりカードが使用できなくなったことから、硬貨の収納スペースが満杯（コイン詰まり）となり利用できない状態が多数発生した。

平成12年鳥取県西部地震の場合

鳥取県西部地区で市内のケーブルの被害があったものの、他の通信設備については被害がなかった。しかし、地震発生直後、安否確認等の通話が大量発生したため数時間電話の輻輳状態が継続したが、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により当日夕方には緩和された。

平成23年東北地方太平洋沖地震の場合

宮城県牡鹿半島沖を震源とするM9.0、最大震度7の大震災直後の大津波により、岩手県・宮城県・福島県において全壊・流出ビル41ビル及び広域停電による通信設備の機能停止した通信ビル344ビルで約152万回線の通信サービスが中断した。

沿岸部の通信設備被害は電柱流出・損壊6.5万本、ケーブル流出・損壊は、約6,300kmであった。

なお、「公衆電話の無料化」、「災害用伝言ダイヤルサービス（171）」「災害用伝言板（Web171）」の提供は震災当日から実施し、5ヶ月間で約380万件の利用があった。

(2) 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設

備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

ア アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ 通信電源の確保

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。

エ 通信ビルの密閉性の強化

津波等の恐れのある地域について耐水構造化とする。

オ 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第4項 廃棄物処理体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

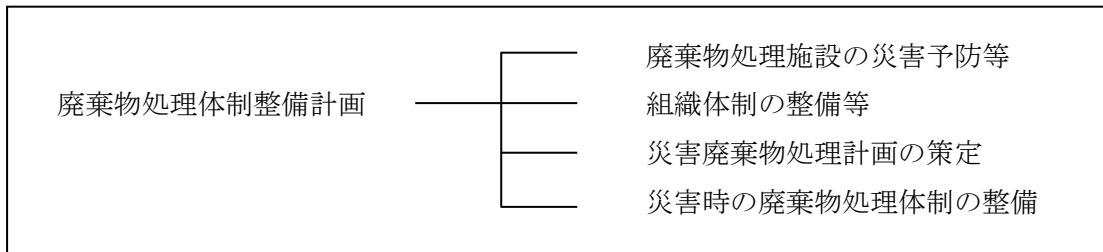
さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2 基本方針

市及び県は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等などの災害対策を講ずるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

3 対策



(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア 災害予防及び資機材等の備蓄

【瀬戸内市】

(ア) 施設整備等

市は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(イ) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

【県（環境文化部）】

県は、市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な助言その他支援を行う。

また、災害時における建物等の解体撤去、廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の確保について、関係団体との協力体制の整備に努める。

(2) 組織体制の整備等

【瀬戸内市】

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

【県（環境文化部）】

県は、市の状況把握を行うための情報収集、連絡体制を整えるとともに、職員の教育訓練、市の研修会等を実施する。

また、広域的な調整等（支援県となる場合を含む）に備え、国、他都道府県及び関係機関との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

【瀬戸内市】

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

【県（環境文化部）】

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに

に、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

【瀬戸内市】

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

市は、指定避難所ごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

(ア) 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び市内の処理可能量を推計しておく。

(イ) 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

(ウ) 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

(エ) 仮置場、仮設焼却炉

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

(オ) 損壊家屋の解体・撤去

市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の

危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(カ) 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

(キ) 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

(ク) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

【県（環境文化部）】

県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第5項 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

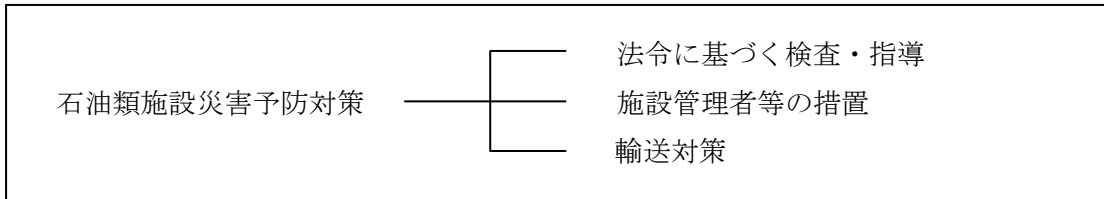
危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

県及び消防機関等は石油類、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策



(1) 法令に基づく検査・指導

【県（消防保安課）、消防機関】

県及び消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき次の事項を実施する。

- ア 危険物製造所等及び火薬庫に対する保安検査・立入検査を実施する
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取り扱いの徹底を図る。

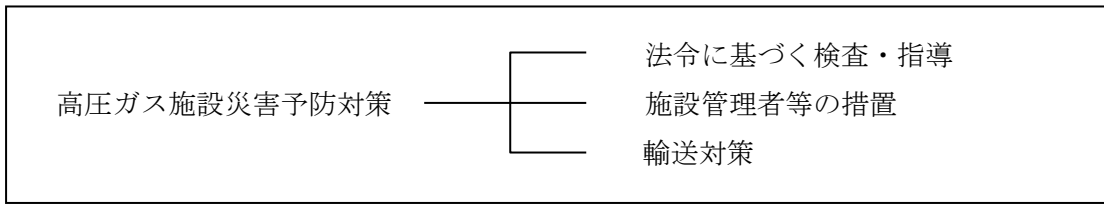
(2) 施設管理者等の措置

- ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。
- イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。
- ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

【県警察】

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。



(1) 法令に基づく検査・指導

【中国四国産業保安監督部、県（消防保安課）、消防機関】

中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱の徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

【県警察、消防機関】

県警察及び消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締

第6項 有害物質等災害予防計画

1 現状と課題

大気汚染防止法に規定するばい煙及び特定物質、水質汚濁防止法に規定にする有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法の規定によるダイオキシン類並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例に規定する有害ガス（以下「有害物質等」という。）の発生又は漏えいにより、人体や環境に被害が及ばないように、予防対策が必要である。

2 基本方針

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例に規定する有害物質等を発生するおそれのある施設（以下「特定施設等」という）を設置する工場・事業場に対し、地震により引き起こされる施設の異常や有害物質等の漏えい等に対する予防対策の推進を促す。

3 対策

保安管理体制の強化 ————— 施設管理者等の措置

(1) 施設管理者等の措置

- ア 施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- イ 各種排出される有害物質等に対応した検知機又は自動測定装置等の整備等による監視体制の強化を図る。
- ウ 災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。
- エ 防災衣服、防災マスク及び吸着剤等を整備する。

第7項 流出油等災害予防計画

1 現状と課題

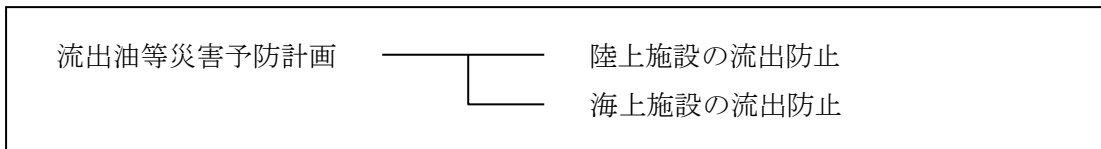
地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故等によって石油等が海上に流出すると、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要がある。

2 基本方針

陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

3 対策



(1) 陸上施設の流出防止

【施設管理者】

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

(2) 海上施設の流出防止

【施設管理者】

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 接岸による送油時の異常事態等に対する操作マニュアルを作成する。
- イ 初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第8項 地盤災害予防計画

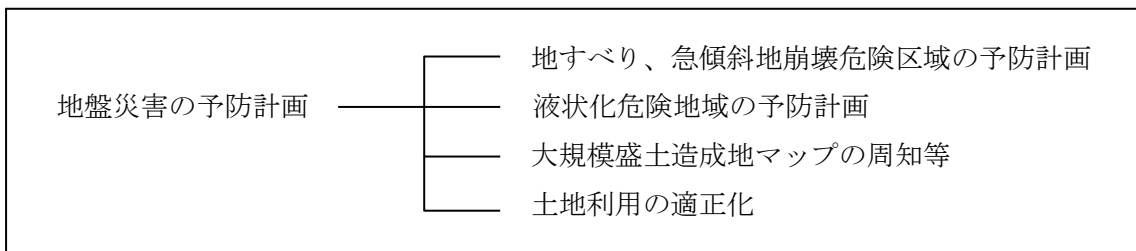
1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講ずる。

3 対策



(1) 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画

【県（農林水産部、土木部）】

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図る。

イ 急傾斜地崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

市、県及びその他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普

及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

【瀬戸内市、県（関係各部等）】

ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。特に、県南部では時代とともに干拓が進み、昭和21年（1946年）昭和南海地震など過去に発生した大規模地震で液状化した地域では、再び液状化が起こるということに留意する必要がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、本市における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

イ 液状化防止対策の実施

住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

その際、県南部で過去に液状化が起こった地域で住宅を建築する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

併せて、地盤の液状化が起きないようにする地盤改良、液状化を生じても安全なように建築物、公共施設、地下埋設物等を補強する耐震強化等の各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 大規模盛土造成地マップの周知等

【瀬戸内市、県（土木部）】

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(4) 土地利用の適正化

【瀬戸内市、県（県民生活部、土木部）】

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地、自然に関する情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、宅地造成等規制法等の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

第3章
地震・津波災害
応急対策計画

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

第9項 津波災害予防計画

1 現状と課題

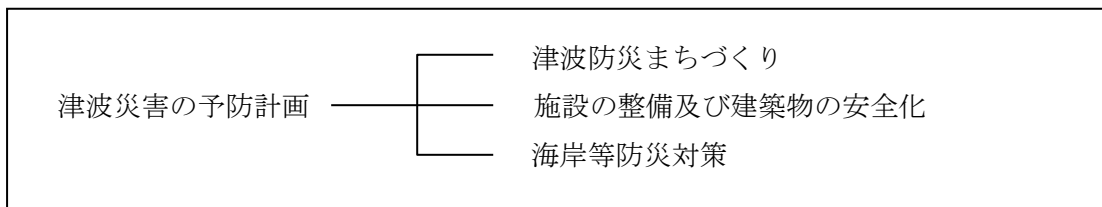
大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であり、特に平成23年(2011年)の東北地方太平洋沖地震では、東日本に未曾有の被害をもたらした。

今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の研究に基づき、津波の規模、被害区域などを推測し、その対策について検討する必要がある。

2 基本方針

津波による被害が生じるおそれのある地域における住民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

3 対策



第1 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 津波災害警戒区域等の指定

市は、地域防災計画において、次の事項を定める。

- ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

オ 津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するための、エの施設の利用者に対する人災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

カ その他、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や避難路、その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を印刷物の配布等により住民等に周知する。

さらに、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の施設を避難促進施設として定めた場合は、その所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、取組の支援に努める。

第2 施設の整備及び建築物の安全化

(1) 施設の整備

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるよう、立地、構造等の安全性の基準を考慮して整備し、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定緊急避難場所として指定をすることなどにより、津波発生時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。また、地域の特

性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(3) 建築物の安全化

市、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

第3 海岸等防災対策

市及び県は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設及び沿岸部の河川管理施設について、津波に対する最新の知識を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置付けにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。